

## 大崎市役所本庁舎自動販売機設置事業者募集要項

大崎市役所本庁舎に自動販売機を設置する事業者（以下、「営業事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず詳細を仕様書で確認したうえで、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

### 1 設置目的

施設利用者の利便性向上、災害発生時における救助活動に資することを目的として大崎市役所本庁舎に飲料自動販売機を設置します。

### 2 設置場所

設置番号	場所	台数	最低賃貸料（税込）
①	大崎市役所新本庁舎市民交流エリア2階 自動販売機設置場所（右側）	1台	103,890円
②	大崎市役所新本庁舎市民交流エリア2階 自動販売機設置場所（左側）	1台	103,890円

※貸付面積には、使用電力計測用の子メーター設置寸法及び空容器の回収箱設置場所を含みます。

### 3 営業事業者

設置番号①と②の営業事業者は別の者とします。

### 4 取扱商品及び販売価格

#### （1）取扱商品

缶・ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は不可とします。

#### （2）販売価格

販売価格については、標準小売価格を上回る価格での販売はしないでください。

### 5 設置機種等（詳細は仕様書を確認してください。）

（1）缶、びん式、ペットボトル式の飲料用自動販売機とし、デザインは、営業事業者を決定した後、機器の設置前に財政課と協議を行います。市の施策に合ったラッピングをお願いする予定です。（公共施設に設置することを踏まえた意匠としてください。景観を害するおそれのあるものや、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるものなどについては、不可とさせていただく場合があります。）。

（2）災害救援ベンダーとしてください。

（3）ユニバーサルデザインのものとしてください。

（4）環境に配慮したものとしてください。

- (5) 複数の電子マネー（交通系ＩＣカード等）が利用できるものとしてください。
- (6) 電気子メーターを設置してください。

## 6 維持管理等

営業事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニュー・チャージ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

## 7 応募資格要件

仕様書を確認してください。

## 8 設置期間（①と②共通）

令和8年4月1日（設置日）から令和13年3月31日まで。

## 9 申込受付期間

令和8年1月23日（金）～令和8年2月16日（月）※17時15分必着

## 10 質問受付期間及び回答

### （1）質問受付期間

令和8年1月23日（金）～令和8年2月9日（月）※17時15分必着

本件に関する質問があれば、質問書（様式2）にその内容を記入のうえ、FAXか持参してください。

### （2）回答

質問収受日の翌日から起算して3営業日以内に大崎市役所ホームページに掲載して回答します。

## 11 営業事業者の決定

### （1）決定方法

ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「3 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案賃貸料）が、「2 設置条件等」で本市が設定した

最低賃貸料以上で、第1位と第2位の金額である応募者を営業事業者に決定します。

同額の場合には、くじで決定します。

イ 「2 設置条件等」の設置番号①又は②の選択については、第1位の金額である応募者が先に選択することとします。

### （2）決定予定日

令和8年2月20日（金）頃の予定

### （3）決定後の公表

大崎市役所ホームページにおいて営業事業者の決定状況を掲載します。